

ラザード・アセット・マネジメント

# ESG ポリシー

## 目次

1. はじめに
2. 環境・社会・コーポレート・ガバナンス(ESG)の指針
3. ESGに関するツールとリソース
4. エンゲージメント
5. 議決権行使

補足 A: ESG 課題の事例

補足 B: 協力組織とイニシアチブ

## 1. はじめに

- 1.1 ラザード・アセット・マネジメント(以下「ラザード」といいます。)は、顧客の利益を保護するために、環境・社会・コーポレート・ガバナンス(以下「ESG」といいます。)を包括的に組み込んだ投資アプローチの維持に取り組んでいます。
- 1.2 ラザードは、世界各国の機関投資家および個人投資家に投資運用サービスを提供しています。ラザードは、顧客資産の受託者として、常に顧客の利益の最大化のために行動し、各顧客を公平に扱うよう努めています。ラザードでは、この義務を顧客の経済的利益の最大化と解釈しており、この原則はラザードにおける投資プロセスのすべての面における基礎となっています。ラザードは、企業の ESG 慣行は、良くも悪くも、企業のバリュエーションや財務パフォーマンスに影響を与えると認識しています。そのため、投資判断を行う際には、ESG に関する課題を考慮しています。ラザードは社内外のリソースを活用して ESG 課題の分析を行い、投資先企業とのエンゲージメントに取り組み、そして権限が委任されている範囲内で、通常、すべての提案に対し議決権を行使します。
- 1.3 ESG 課題は、必ずしもバリエーションやリターンと容易に結びつくわけではなく、また潜在的な影響は企業、セクター、地域によって異なる可能性があります。ただし、コーポレート・ガバナンス構造や炭素排出量など、企業への理解を深めるために活用可能な多くの要素があると考えています。補足 A では、企業及び企業の ESG 慣行について一層の理解に努める時に、ラザードが考慮する ESG 課題の例を記載しています。
- 1.4 ラザードは、さまざまな国によって採用されるコーポレート・ガバナンス・モデルは異なり、法律や慣行も国によって大きく異なることを、グローバル企業として認識しています。また、ESG に関する最善の慣行や指針が時間の経過とともに変化し、進化する可能性があることも認識しています。そのため、すべての市場をカバーする詳細な指針を定めることは現実的ではないと考えています。ただし、補足 B で概説する通り、国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(以下「ICGN」といいます。)や国連責任投資原則(以下「PRI」といいます。)など、ラザードが ESG を投資プロセスに組み込む際の指針となる複数の組織やイニシアチブがあります。
- 1.5 さらに、英国スチュワードシップ・コードのように、ラザードの特定市場における事業に適用される具体的な規制要件や法定要件もあります。

## 2. 環境・社会・コーポレート・ガバナンス(ESG)の指針

### 概要

- 2.1 ラザードは、ESG を投資プロセスに組み込むアプローチの改善に継続的かつ長期的に取り組んでいます。そのため、この ESG ポリシー(以下「本ポリシー」といいます。)は現行のアプローチを反映していますが、事業慣行、事業構造、テクノロジーおよび法律の変化にあわせて、時間の経過とともに進化していくものと考えています。したがって、ラザードは本ポリシーを継続的にモニターするとともに、通常毎年、アプローチのレビューを行っています。
- 2.2 ラザードには、本ポリシーの監督および実施を担当する社内グループがあります。当グループのメンバーは、ESG 分野における社内のリーダーとして、ラザード全体のポリシーを構築することを支援し、また、投資プロフェッショナルのリソースとしての役割をグローバルに果たしています。その他の責務として、当グループのメンバーは ESG の研修を実施し、投資プロフェッショナルに対して関係する ESG 課題に関して教育を行い、さらに、ESG 課題が企業に与える潜在的なリスクへの理解を助ける役割を担っています。

- 2.3 ラザードの投資プロフェッショナルは、ESG の性質をもつものを含む(ただし、必ずしもこれらに限定されません。)、財務面に影響を与えうるすべての要因を投資プロセスに組み込む責務を負っています。そのため、各投資プロフェッショナルは、この責務を ESG 専任のアナリストに委ねるのではなく、各個人が ESG を投資プロセスへ統合する責務を負っています。
- 2.4 多岐にわたる投資戦略を有する資産運用会社として、投資プロセスにおける ESG 課題の実践と統合は、資産クラスや一部の戦略によって異なる形で反映されており、また進化を続けています。

## 指針

- 2.5 ESG 面での課題は、企業のバリュエーションや財務パフォーマンスに重大な影響を与えうると考えられる場合に、投資分析や意思決定プロセスに組み込まれます。
- 2.6 各企業のコーポレート・ガバナンス慣行を評価することは、これまでも現在も、常にラザードの投資プロセスにおける重要な観点の一つになっています。ラザードは、最善のコーポレート・ガバナンス慣行を企業が採用していないことを示す、グローバルに適用可能な単一の尺度は存在せず、コーポレート・ガバナンスの慣行や構造は市場によって異なる可能性があると考えています。したがって、ラザードのコーポレート・ガバナンスへのアプローチは、企業の活動地域における法律や規制、および既定のガイドラインによって変わることがあります。さらにラザードは、多くの国でコーポレート・ガバナンス基準として広く認められている経済協力開発機構(以下「OECD」といいます。)コーポレート・ガバナンス原則を参考にする場合があります。また、ICGN や英国における英国コーポレート・ガバナンス・コード(前身は「統合規範」)などの、定評のあるその他のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインを参考にする場合もあります。これらコーポレート・ガバナンスの原則および行動規範についての詳細な情報は、補足 B に記載されています。
- 2.7 ラザードは、株主利益のために行動し、現地の関連する法律を遵守し、かつ企業責任に対するコミュニティの期待に沿うよう努めている企業は、一般的に、環境面や社会的な面で責任ある企業市民であると判断されると考えます。基準やコミュニティの期待は時間の経過とともに進化しており、今後も進化を続けると考えています。
- 2.8 とりわけ環境問題に関しては、グローバル経済において環境要因がますます重要な役割を果たすと認識しています。こういった要因の重要性は、企業、セクターまたは地域によって異なりますが、環境問題が企業の財務業績に与える影響を評価することに重点を置いています。

## 独自の調査

- 2.9 ラザードの投資プロセスは、独自の調査プロセスと財務分析の頑健性に大きく依存しています。ラザードの調査は、ESG の性質をもつものを含む(ただし、必ずしもこれらに限定されません。)、財務面に影響を与えうるすべての要因から想定される影響に関し、ラザードとして最善の判断を具体化していくものです。ラザードは、顧客に代わって投資している大部分の企業とのエンゲージメントを行い、また、権限が委任されている範囲内で、通常、すべての提案に対し、議決権を行使します。
- 2.10 ラザード独自の調査は、企業の事業のファンダメンタルを理解し分析するために必要な、詳細な情報を投資プロフェッショナルに提供しています。投資プロフェッショナルは企業経営陣との個別のミーティングを含む独自の調査を実施し、また、アナリストは、調査の非常に重要な要素として、ステークホルダーにとって懸念材料となりうる問題について、経営陣とエンゲージメントを行う場合もあります。

- 2.11 ラザードの投資プロフェッショナルは、財務パフォーマンスに影響を与えうるビジネス上の問題に対して細心の注意を払っています。この点に関し、ラザードの投資プロフェッショナルは、企業のガバナンス、社会活動および環境への影響を、ファンダメンタル分析に組み込み、また、これらの問題が企業のバリュエーションに与える影響についても検討を行います。こうした分析や調査が投資プロセスの一部になってしばらく経過していますが、本ポリシーは、この分析や調査をより体系的に投資プロセスへ取り入れる枠組みを示しています。
- 2.12 ラザードのアナリストは、通常、投資レポート等に、投資推奨の根拠を記載しています。このレポートは、通常、企業収益の牽引役への見解とともに、必要に応じ、ESG 課題の潜在的な影響に関する見解を含むさまざまな要因を取り上げます。ポートフォリオ・マネージャー／アナリストは、ESG 課題を理由にポジションを購入することや、保有を継続することを禁止されることはありませんが、こうした課題を考慮することは、投資決定の一部を成しています。
- 2.13 2011 年初めにラザードは、独自の調査データベース内にある投資レポートのテンプレートを一部修正しました。コーポレート・ガバナンスとマネジメントのセクションに変更を加え、投資プロフェッショナルが ESG 課題に関する具体的な情報を盛り込む部分を設けました。
- 2.14 投資プロフェッショナルは、ESG 課題の分析に役立てるために社内外のリソースを活用し、ESG を意思決定およびエンゲージメント活動に組み込んでいます。

## 債券

- 2.15 ラザードの債券投資プロセスでは、問題が顕在化した場合に、債券の財務面に重大な影響を与える可能性があるかと判断する ESG 要因を考慮します。
- 2.16 ラザードの債券運用戦略の投資プロセスに ESG 面での課題を組み込むことは、一般的には社債を保有する戦略に最も多く適用されますが、必要に応じてソブリン債を保有する戦略にも適用されます。
- 2.17 ESG 課題は、社債やソブリン債のファンダメンタル分析や調査プロセスの一環として、債券の投資プロフェッショナルによって評価されます。この調査・分析を支援するために、社内外のツールやリソースが使用されます。
- 2.18 各債券運用チームは、投資プロセスに ESG を組み込むために追加的もしくは異なる手段を用いることがあります。
- 2.19 ラザードは引き続きアプローチの改善に取り組み、ソブリン債および社債の発行体に関する ESG の考察を債券投資プロセスへ組み込むことを支援するツールの追加も継続していきます。

## 3. ESG に関するツールとリソース

- 3.1 ラザードは、投資プロセスの一環として、ESG 面での課題の認識及び分析をサポートするために、社内外のツール及びリソースを活用します。

## サービス提供会社

- 3.2 ラザードは複数のサービス提供会社と契約を結び、企業の ESG 慣行、及びそれらが現在および今後のポートフォリオ保有銘柄にもたらす可能性のあるリスクについて、投資プロフェッショナルが

より深く理解できるように役立てています。こういったサービス提供会社は、ラザードの投資ユニバースに含まれるすべての企業を網羅しているわけではありませんが、ラザードのファンダメンタル調査・分析を強化および補完する総合的なツールを提供しています。

- Trucost: 事業活動が環境に与える影響を、企業や投資家が理解できるよう支援する、代表的な環境調査組織です。Trucost は、企業が環境に与える影響や投資ポートフォリオ全体でみた環境面に対する全般的な影響を投資家が評価できるように、ラザードに対して環境面での格付けや調査を提供しています。
- MSCI ESG リサーチ: サステナビリティのパイオニアである KLD、イノベスト、IRRC 各社の専門知識及び最近買収した GMI Ratings のコーポレート・ガバナンスにおける専門知識が基盤となっています。世界のアドバイザー、運用会社や資産の所有者に対し、ESG に関する格付け、調査、スクリーニング、コンプライアンスのツールを提供する世界的な大手企業です。MSCI ESG リサーチは、企業の ESG 慣行をより深く理解することに役立つ調査、および企業間の ESG 面でのパフォーマンスを体系的に比較することを可能にする格付けをラザードに対して提供しています。

### ESG ウォッチ・リスト

- 3.3 ラザードのグローバル・リスク管理チームは四半期毎に、5,500 社以上のユニバースに対して ESG の格付けを記載した報告書を作成し、株式および債券の投資プロフェッショナルに配布しています。この格付けは、ラザード独自の調査データベース内にある会社概要のセクションにも含まれています。
- 3.4 ラザードのポートフォリオで保有している銘柄のうち、環境またはコーポレート・ガバナンスに関わる格付けが平均を下回っている企業には「注意喚起」の表示が付され、環境およびコーポレート・ガバナンス・ウォッチ・リストに加えられます。債券の場合には、投資プロフェッショナルはウォッチ・リストの掲載企業と社債の保有銘柄を相互参照しています。
- 3.5 ウォッチ・リストは、株式および債券の投資プロフェッショナルが、投資ユニバースに含まれる企業や社債の発行体の潜在的な ESG 課題の認識に役立てるために活用されているツールです。投資プロフェッショナルは低格付けの理由を判断するためにウォッチ・リストに掲載された企業を調査します。また、このプロセスの一環として、必要に応じて企業の経営陣と ESG 課題についてエンゲージメントを行うこともあります。調査結果を記録したものは、社内で正式に文書化されます。
- 3.6 投資プロフェッショナルは、MSCI ESG リサーチによって提供されている社会の項目における格付けや調査を活用する場合がありますが、ラザードでは現在のところ、社会的基準に基づく正式なウォッチ・リストを作成しておりません。ただし、ラザードは、社会的問題を特定し定量化するアプローチを改善し、こうした問題をさらに体系化して投資プロセスに組み込むことを今後も目指してまいります。

### ポートフォリオ分析

- 3.7 ラザードのグローバル・リスク管理チームは、ラザード全体の株式ポートフォリオに対する月次リスク管理レビューの一環として、Style Research が作成した情報を利用して ESG スタイルの傾向について評価しています。このデータは各ポートフォリオの ESG スタイルファクターを、セクターとポートフォリオ全体に関連する指数と比較しています。投資プロフェッショナルは、この結果に基づいてポートフォリオの運用を行うわけではありませんが、ポートフォリオを競合するユニバースに対してより詳細に評価し、潜在的なリスクを認識する方法の一つとして活用しています。

## 4. エンゲージメント

- 4.1 ラザードのグローバル調査プロセスの不可欠な部分として、投資プロフェッショナルは企業の資本活用や事業運営の方法を理解するために、企業の経営陣とミーティングを行います。投資プロフェッショナルは、通常、企業の経営陣をはじめ、工場責任者、部門責任者または子会社の経営陣らと、企業の本社、現地営業拠点、投資家向け説明会、世界各地のラザードのオフィスにおいてミーティングを実施します。これらのミーティングにおいて、投資プロフェッショナルは企業の財務パフォーマンスに潜在的に重大なリスクを与える可能性のある ESG 課題を含むさまざまな問題について、企業の経営陣とエンゲージメントを行います。
- 4.2 エンゲージメントを実施するかどうかは、主に、ラザードが長期投資家として何が株主価値を最大化すると考えるかに基づき決定します。ラザードのアプローチはファンダメンタル分析に統合されており、このファンダメンタル調査によってエンゲージメントを行うかどうかを決定しています。
- 4.3 投資プロフェッショナルは企業の財務パフォーマンスに潜在的に重大なリスクを与える可能性のある ESG 課題を含むさまざまな問題について、企業の経営陣とエンゲージメントを行います。時には、企業から広範な問題についてラザードの意見提供を求められる場合があります。ラザードはこのような機会を利用して投資先企業と共に取り組み、現地の規制に整合的かつ許容されている範囲において、株主価値を最大化するような変化をもたらすために積極的に関与することもあります。
- 4.4 ラザードは、ESG 課題もしくは特定の提案の結果が長期的な株主価値に与える潜在的な影響を評価する上で、投資プロフェッショナルが最も相応しい立場にあると考えています。そのため、ラザードのエンゲージメント活動は、投資プロフェッショナルの責務となっており、スチュワードシップの専門家に委託せず、ラザードの投資プロセスへ完全に統合されています。
- 4.5 ラザードの債券投資プロフェッショナルは、ソブリン債および社債の発行体とエンゲージメントを行うことがあります。債券投資プロフェッショナルは、自ら設定したミーティングに加え、ラザードのグローバルな株式投資プロフェッショナルが設定した経営陣とのミーティングに参加することもあります。経営陣との定期的なミーティングを通じ、投資プロフェッショナルは、企業の事業モデル、財務予測、ストレスケース・シナリオについての理解を深め、経済および財務に関する最新の状況を把握することが可能になります。
- 4.6 ラザードが企業にエンゲージメントを行う際の通常の方法は以下の通りです。
  - a. 定期的なミーティング、訪問、電話を通じた経営陣との継続的な対話の中で、ラザードは業務上、戦略上およびその他の経営上の問題について協議および質問を行う他、必要に応じ、顧客に対する受託者責任に基づき、独自の見解やコメントを表明します。
  - b. 議決権行使による方法です。顧客から議決権行使の権限を委任された場合、ラザードは受託者として顧客にとって最大の利益になるように議決権を行使する責務を負っています。ラザードは受託者責任の確実な履行を目的とした基本方針（以下「議決権行使に関する基本方針」といいます。）を採用し、書面にしています。詳細につきましては、第 5 節をご参照ください。
- 4.7 さらにラザードの懸念事項に対して企業側の取り組みが十分でない場合には、ラザードは以下について検討する場合があります。
  - a. 取締役会会長もしくは他の取締役会メンバーとの個別ミーティング
  - b. 取締役会会長もしくは取締役会への書簡送付
  - c. 適切かつ必要とみなした場合には、さらなる措置（例えば、決議、訴訟、報道を使用した活動など）の検討。ただし、実際にこのような行動が必要になる状況はまれです。

- 4.8 まれに、関係法令で認められた場合に限って、顧客利益の最大化になると判断する場合には、ラザードは集团的エンゲージメント活動に参加することもあります。ただし、実際には、ラザードがこの方法が最善の方法だと考えることはそれ程多くありません。他の金融機関と「協働した」と解釈される可能性があるため、協働または集团的なエンゲージメント活動に参加することは通常ありません。こういった場合、公に集団によって圧力をかけるよりも、むしろ自らが特定した問題について単独で行動することを選択します。株主にとってより良い結果を得ることを目指して、個別のミーティングでの対話を通じ、ラザードの懸念事項を共有することが、最善のエンゲージメントの方法であると考えています。
- 4.9 ラザードの包括的な議決権行使に関する基本方針およびインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ(以下「ISS 社」といいます。)からの議決権行使に関するサービスに基づく行使を行う為、ラザードが投資先企業の株主総会へ直接出席することはめったにありません。上述した通り、企業とのエンゲージメントは、個別のミーティングでの対話を通じて行うのが一般的に最善の方法であるとラザードは考えており、個別にラザードの懸念事項を共有する方法を選択します。
- 4.10 ラザードのインベストメント・カウンシルおよび、または法務・コンプライアンス部門は、重要な書面による、もしくはパブリック・エンゲージメント活動を行う前に助言を求められることがしばしばあります。それは、これらの活動が投資上、規制上もしくはその他の法律上の影響がありうるためです。インベストメント・カウンシルは、ラザードの調査及び投資プラットフォームの効率性について確認するために設計されたディスカッション・フォーラムです。ラザードの投資プロフェッショナルは投資について議論する会合を定期的に関催し、ESGに関する懸念や株主価値を含むさまざまな問題を議論することがあります。
- 4.11 ラザードの投資プロフェッショナルは、エンゲージメント活動の状況とそれに伴う結果について社内情報共有化を図っています。ラザードは、ラザードが行った企業とのエンゲージメントの事例を定期的に挙げ、株主価値の向上を目指して行ったエンゲージメントを例示し、ラザードのアプローチやプロセスを顧客へ示す目的で、ケーススタディを作成しています。

## 5. 議決権行使

### はじめに

- 5.1 ラザードは、顧客がラザードに対して株主としての権利行使を望む場合に、顧客に対して受託者責任があることを認識しています。議決権行使に関する基本方針において概説しているように、ラザードの議決権行使の体制は、顧客に対する義務に沿って、顧客の最大の利益となるよう、適切な方法による議決権行使を確実にすることを意図しています。ラザードの基本方針は、資産運用会社という立場で、長期投資家として株主価値を最大化すると考える基準に基づいて議決権を行使しなければならないとの見地から作成されており、ラザードはこの目的を達成するために顧客に代わって議決権を行使します。
- 5.2 一般的に、ラザードは顧客から議決権の行使に関する委任を受け入れています。ラザードは係る権限を他の人物または外部機関に委任せず、顧客に代わってすべての議決権を行使する完全な権限を保持しています。ただし、すべての顧客が議決権の行使権限をラザードに委任するわけではありません。また、具体的な権限の委任または適用法上の義務がない限り、ラザードは議決権を行使することや、議決権の行使方法について顧客に助言することはありません。同様に、ラザードは特定の問題に関する投票内容について事前に助言することは通常ありませんが、検討中の関連する内容や事項について協議することはあります。

## 議決権行使プロセスの管理と実施

- 5.3 ラザードの議決権行使プロセスは、ラザードの最高業務執行責任者(COO)直属のプロクシー業務部によって管理されています。このプロセスはラザードの法務・コンプライアンス部門、およびインベストメント・プラットフォームの代表者を含むラザードの上級役員によって構成された議決権行使委員会の監督を受けています。議決権行使委員会は少なくとも年 1 回開催され、ラザードの議決権行使に関する基本方針を見直し、改善の可能性を判断します。プロクシー業務部のマネージャーや議決権行使委員会メンバーの要請に基づき、ミーティングはより頻繁に開催されることがあります(例えば、特定の議決権行使に関する提案を検討する場合など)。法務・コンプライアンス部門の代表者は、すべての議決権行使委員会に出席しています。
- 5.4 ラザードは、現在、議決権行使責務をサポートするため、ISS 社及び Glass Lewis & Co.(以下「グラスルイス社」といいます。)から調査サービス及び委任状に関連したその他のサービスの提供を受けています。これらの議決権行使助言サービス会社は、さまざまな企業の委任状提案に関する独自の分析及び推奨を提供しています。議決権行使の責務を担うラザードの投資プロフェッショナルは、グラスルイス社及び ISS 社の調査および投票の推奨を利用することができます。この調査はラザードが企業の委任状提案をとりまく問題をより理解することに役立つ一方、ラザードの投資プロフェッショナルは特定の提案への投票を推奨する責務を負っています。各総会のそれぞれの提案への投票は、議決権行使に関する基本方針に従ってラザードが具体的に指示をします。ラザードは、代理で投票を行う社外のサービスを利用しません。
- 5.5 ラザードの議決権行使委員会は最も一般的な提案に関して、具体的な議決権行使基準(以下「承認基準」といいます。)を定めています。この承認基準では、ラザードは提案に対して「賛成」または「反対」の投票を行う、もしくは提案を個別に判断すると規定しています。ラザードの投資プロフェッショナルは、この承認基準に従って投票を推奨します。まれではあるものの、承認基準と異なる推奨を行う場合は、議決権行使委員会の承認が必要となります。こうした場合、投資プロフェッショナルは必ず推奨に関する詳細な根拠を示します。そして議決権行使委員会は、推奨を承認し、総会の特定議案に適合するかどうかを判断します。
- 5.6 ラザードは、特定の提案の結果が長期的な株主価値に与える潜在的な影響を評価する上で、投資プロフェッショナルが最も相応しい立場にあると考えています。そのため、プロクシー業務部は個別に判断する必要のあるすべての提案に対して、関連する投資プロフェッショナルの推奨を求めることにしています。ラザードの投資プロフェッショナルは企業調査と該当提案の評価に基づき、投票を推奨します。投資プロフェッショナルは、企業の経営幹部や取締役会メンバーとエンゲージメントを行う場合があります。これは、提案に対する理解を深め、および／または、企業がコーポレート・ガバナンス慣行を向上する方法を助言することが目的です。

## 利益相反

- 5.7 議決権行使に関する基本方針には、総会の議題もしくは提案によってはラザードにとって重大な利益相反もしくはその兆候をもたらすことがありうるという認識が示されています。例えば、コーポレート・ファイナンス取引に何らかの形で関係している、ターゲット企業、買収提案者/社または企業経営陣に対して関連会社が助言している場合には、利益相反が発生するおそれがあります。このような場合、通常、ラザードは承認基準に従って(「賛成」もしくは「反対」)票を投じることにより利益相反の軽減に努めます。また、承認前の基準で個別に判断して議決権を行使すると規定されている場合には、ラザードの基本方針に沿って、ラザードが提供を受けている第三者の議決権行使サービス会社による過半数の推奨に従って投票を行います。これによって、ラザードは投票が重大な、もしくは潜在的な利益相反の影響を受けることを確実に避けることができ、しかも徹底した分析と

長期的な株主価値の向上を目指した推奨を享受することができると思います。

### 議決権行使に関する報告

- 5.8 顧客がラザードに議決権行使を委託した場合、委託を受けて行ったすべての議決権行使に関する報告書を、顧客の指示によって、四半期毎、半年毎、または1年毎に提供します。ラザードが報告書の対象期間内に行使した議決権の内容や、顧客のポートフォリオにおける議決権の行使理由に関する情報も、要請に従ってご提供可能となっています。ラザードは一般的に、顧客口座における議決権行使に関する記録は、ラザードの記録として公表すべきものではなく、顧客の財産であると考えています。
- 5.9 一般的には、例えば、米国証券取引委員会から求められる年次のFORM N-PX(議決権行使レポート)のような、法律による要請を除き、ラザードは議決権行使の詳細な記録を公表していません。ただし、ラザードの議決権行使に関するグローバル全体の集計結果については、ウェブサイトでも毎年公表しています。

ラザードの議決権行使の実務に関する詳細につきましては、議決権行使に関する基本方針をご参照ください。

### 結論

ラザードは、顧客の利益のために、優れたリスク調整後パフォーマンス、革新的なソリューション、および良質な顧客サービスの提供を目指しています。ラザードのESGポリシーおよび実際の行動は、このコミットメントおよび受託者責任に沿っています。長期投資家として、ラザードはESG課題がバリュエーションに影響を与える可能性を認識しており、またこの問題の重要性が高まって行くものと理解しています。そのため、ESG面での課題の分析は、投資プロセスに体系的に組み込まれています。ラザードのESGポリシーは、将来にわたって内容を強化し、進化していく、継続的で長期にわたるプロセスです。

## 補足 A : ESG 課題の事例

ESG 課題、および企業の財務パフォーマンスに与えるその潜在的な影響は、企業、セクター、地域によって異なります。以下のリスト(すべてを網羅しているわけではありません。)は、ラザードが企業や企業の ESG 慣行の理解を深める際に考慮する可能性がある、潜在的な ESG 課題の例を挙げたものです。

### 環境(E)

- ・ 環境への影響とその関連リスク
- ・ 温室効果ガス(GHG)排出量
- ・ 新しい規制および規制に対して起こりうる変化
- ・ 再生可能エネルギー
- ・ エネルギー効率
- ・ エネルギー資源の枯渇
- ・ 化学汚染
- ・ 廃棄物管理
- ・ 水管理
- ・ パフォーマンス、透明性、説明責任

### 社会(S)

- ・ 職場の安全衛生
- ・ 地域社会とのつながり
- ・ 企業行動
- ・ サプライチェーンにおける労働基準と人権問題
- ・ 透明性と説明責任

### コーポレート・ガバナンス(G)

- ・ 資本の活用
- ・ 取締役会の構成
- ・ 取締役会の独立性
- ・ 取締役会メンバーの質
- ・ 株主権 / 買収防衛策
- ・ 管理規定
- ・ 報酬政策
- ・ 監査体制と監査役の独立性
- ・ 会計と開示慣行
- ・ 透明性と説明責任

## 補足 B : 協力組織とイニシアチブ

ラザードは、ESG 課題の考慮や責任投資の促進を目的とする複数の組織やイニシアチブのメンバーまたは署名機関等となっています。

### 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(ICGN)

ICGN はコーポレート・ガバナンスの専門家で構成される、投資家主導の組織であり、世界規模で効率的な市場及び経済を進展させるため、効率的なコーポレート・ガバナンス基準を推進することを目的としています。ラザードの複数のプロフェッショナルが ICGN のメンバーとなっており、投資プロフェッショナルは、定期的に会議に出席しています。さらに、投資プロフェッショナルの1人は ICGN の会計および監査慣行

委員会のメンバーです。

### **国連責任投資原則(PRI)**

ラザードはPRIに署名しています。PRIは責任投資のための6つの原則(以下「当該原則」といいます。)を実践に移すために、協働で取り組んでいる国際的な投資家ネットワークです。

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
2. 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針及び所有習慣にESG課題を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

出所: [www.unpri.org](http://www.unpri.org)

### **英国 National Association of Pension Funds(NAPF)**

ラザードは、職域年金の設計、運営、助言、投資のさまざまな面に携わっている機関等を代表して意見表明などを行う英国の代表的な団体であるNAPFのメンバーです。

### **英国スチュワードシップ・コード**

英国において、ラザード・アセット・マネジメント・リミテッドは英国スチュワードシップ・コードに署名しています。英国スチュワードシップ・コードは財務報告評議会(FRC)が発表した一連の原則から構成されています。この諸原則は、株主の長期的リターンの改善に役立てるために機関投資家と企業のエンゲージメントの質を向上させ、また、ガバナンス責任の効率的な行使を促進することを目的としています。

### **日本版スチュワードシップ・コード**

日本において、ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社は、投資と対話を通して企業の持続的成長の促進を目指す日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明しました。

### **OECD コーポレート・ガバナンス原則**

OECD コーポレート・ガバナンス原則は、OECD がコーポレート・ガバナンスに関する最良慣行を勧告したものです。ラザードは、すべての重要な点においてOECD コーポレート・ガバナンス原則をサポートします。

**Important Information**

Published on 1 September 2016.

Information and opinions presented have been obtained or derived from sources believed by Lazard to be reliable. Lazard makes no representation as to their accuracy or completeness. All opinions expressed herein are as of the published date and are subject to change.

This report is being provided for informational purposes only. It is not intended to be, and does not constitute, an offer to enter into any contract or investment agreement with respect to any product offered by Lazard Asset Management, and should not be considered as an offer or solicitation with respect to any product, security or service in any jurisdiction or in any circumstances in which such offer or solicitation is unlawful or unauthorized or otherwise restricted or prohibited.

This material is provided by Lazard Asset Management LLC or its affiliates ("Lazard"). There is no guarantee that any projection, forecast, or opinion in this material will be realized. Past performance does not guarantee future results. This document is for informational purposes only and does not constitute an investment agreement or investment advice. References to specific strategies or securities are provided solely in the context of this document and are not to be considered recommendations by Lazard. Investments in securities and derivatives involve risk, will fluctuate in price, and may result in losses. Certain securities and derivatives in Lazard's investment strategies, and alternative strategies in particular, can include high degrees of risk and volatility, when compared to other securities or strategies. Similarly, certain securities in Lazard's investment portfolios may trade in less liquid or efficient markets, which can affect investment performance.

**Australia:** FOR WHOLESALE INVESTORS ONLY. Issued by Lazard Asset Management Pacific Co., ABN 13 064 523 619, AFS License 238432, Level 39 Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000. **Dubai:** Issued and approved by Lazard Gulf Limited, Gate Village 1, Level 2, Dubai International Financial Centre, PO Box 506644, Dubai, United Arab Emirates. Registered in Dubai International Financial Centre 0467. Authorised and regulated by the Dubai Financial Services Authority to deal with Professional Clients only. **Germany:** Issued by Lazard Asset Management (Deutschland) GmbH, Neue Mainzer Strasse 75, D-60311 Frankfurt am Main. **Hong Kong:** Issued by Lazard Asset Management (Hong Kong) Limited (AQZ743), Unit 29, Level 8, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong. Lazard Asset Management (Hong Kong) Limited is a corporation licensed by the Hong Kong Securities and Futures Commission to conduct Type 1 (dealing in securities) and Type 4 (advising on securities) regulated activities. This document is only for "professional investors" as defined under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance (Cap. 571 of the Laws of Hong Kong) and its subsidiary legislation and may not be distributed or otherwise made available to any other person. **Japan:** Issued by Lazard Japan Asset Management K.K., ATT Annex 7th Floor, 2-11-7 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052. **Korea:** Issued by Lazard Korea Asset Management Co. Ltd., 10F Seoul Finance Center, 136 Sejong-daero, Jung-gu, Seoul, 04520. **People's Republic of China:** Issued by Lazard Asset Management. Lazard Asset Management does not carry out business in the P.R.C. and is not a licensed investment adviser with the China Securities Regulatory Commission or the China Banking Regulatory Commission. This document is for reference only and for intended recipients only. The information in this document does not constitute any specific investment advice on China capital markets or an offer of securities or investment, tax, legal, or other advice or recommendation or, an offer to sell or an invitation to apply for any product or service of Lazard Asset Management. **Singapore:** Issued by Lazard Asset Management (Singapore) Pte. Ltd., 1 Raffles Place, #15-02 One Raffles Place Tower 1, Singapore 048616. Company Registration Number 201135005W. This document is for "institutional investors" or "accredited investors" as defined under the Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore and may not be distributed to any other person. **United Kingdom:** FOR PROFESSIONAL INVESTORS ONLY. Issued by Lazard Asset Management Ltd., 50 Stratton Street, London W1J 8LL. Registered in England Number 525667. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority (FCA). **United States:** Issued by Lazard Asset Management LLC, 30 Rockefeller Plaza, New York, NY 10112.

本資料は、情報提供を目的として、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー又はその関係会社（以下、「ラザード」といいます。）が上記時点に作成した資料であり、特定の金融商品等の勧誘を目的とするものではありません。本資料における統計等は、ラザードが信頼できると判断した外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。本資料中の数値、図表、見解や予測などは本資料作成時点でのものであり、将来の動向を示唆または達成するものではなく、今後予告なく変更する場合があります。本資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。投資一任契約に係る投資顧問報酬は投資対象資産の内容と投資形態により、当社規定の料率を提示させていただきますが、運用資産や運用手法等の要因により多様であるため、本資料により表示することはできません。また有価証券売買手数料、外貨建資産の保管費用や消費税等は別途諸費用として発生いたしますが、運用状況により変動するものであり、事前にその総額を表示することはできません。当資料は機関投資家の社内利用を目的として作成・配布するものであり、個人投資家の利用を目的としたものではありません。

## 会社概要

商号 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社

住所 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目11番7号 赤坂ツインタワー(ATT)新館

電話 03-4550-2700

登録番号 金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業)、関東財務局長(金商)第469号

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

設立 1987年8月14日

資本金 3億円

主要株主 ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー 100%